

森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案（要綱）

1. 改正の理由

「開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて(平成14年3月29日付け13林野治第2396号農林水産事務次官通知)」の一部改正及び「開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号)」の通知をうけ、所要の審査基準の整備を行うものである。

2. 主な改正の内容

(1) 審査基準第1章第1節第1

「5 施行者に防災措置を～」を追加する。

(2) 審査基準第2章第1節第4の2(1)

ア 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に「300立方メートルを標準とする。」を「特に目立った表面浸食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に浸食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。」に改正する。

(3) 審査基準第2章第1節第4の2

「(4) 「災害が発生するおそれがある区域」については～」及び「表-2 災害が発生するおそれがある区域」を追加する。

(4) 審査基準第2章第1節第5の2(1)ア(ウ)b

「ただし、人家等の人命に関わる～」を追加する。

(5) 審査基準第2章第1節第5の2(1)ア(ウ)d

雨量強度式「表-5」に20年・50年・200年確率を追加するとともに、近年の降雨データを反映した雨量強度に改正する。

(6) 審査基準第2章第1節

「第7 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用」を追加する。

(7) 審査基準第2章第1節

「第8 仮設防災施設の設置等」を追加する。

(8) 審査基準第2章第1節

「第9 防災施設の維持管理」を追加する。

(9) 審査基準第2章第2節第1の2(1)

「ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において～」を追加する。

(10) 審査基準第2章第2節第1の2(2)

余水吐能力は、コンクリートダムにあっては「100年確率～」を「200年確率～」に改正するとともに、「ただし、200年確率で想定される～」を追加する。

(11) 審査基準第2章第2節第1の2(4)

「やむを得ず浸透型施設として～」を追加する。

(12) 審査基準第2章第2節第1の2

「(5) 用水路等を経由して河川等に排水を～」を追加する。